

平成15年3月28日
自然環境の総点検等に関する協議会

首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン（中間報告）について - 水と緑と生きものの環^わ -

都市再生の一環として、首都圏の自然環境のあり方について、広域的かつ総合的な視点で取り組む必要性から、国土交通省、環境省、農林水産省及び都県市からなる協議会を設置し検討を進めている。

協議会では、首都圏としては初めて本格的に、生物の多様性の観点等から首都圏の自然環境のビジョンづくりに取り組んでいるところである。これまで、首都圏の自然環境の基本目標の設定、保全すべき自然環境の抽出、そのうちの6地域における具体的な施策実施の方針等の検討を行った。これらの成果を、今回、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン（中間報告）」としてとりまとめた。今後はさらに、保全・再生・創出を総合的に考慮した都市環境インフラ整備の戦略等について検討を行い、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定する予定である。

平成13年12月に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト（第三次決定）「大都市圏における都市環境インフラの再生」の「1. まとまりのある自然環境の保全」を具体的に推進することを目的に、関係省庁、都県市からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」及びその幹事会が平成14年3月1日に設置され、首都圏における自然環境を総点検し、保全すべき対象等を「保全すべき自然環境」として抽出した。（平成14年7月12日発表）

これに引き続いて、首都圏における自然環境について、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るための「都市環境インフラのグランドデザイン」に関する検討を行ってきたところである。検討にあたっては、協議会などと併行して、学識経験者からなる研究会においても議論を行い、平成14年度は首都圏の自然環境の基本目標、水と緑のネットワーク形成の考え方、関係主体間の連携や役割分担を設定した。

平成15年3月28日、第3回自然環境の総点検等に関する協議会が開催され、これまでの検討成果のとりまとめが行われた。

1. 首都圏における自然環境の基本目標の設定

自然環境の多面的な機能に着目し、広域的な観点から取り組み、多様な主体間が連携し共通の目標を認識し計画的に進めるため、自然環境が有する機能をもとに、具体化したわかりやすい基本目標の設定を行った（別紙1）。首都圏の歴史に根付いた、首都圏にふさわしい生物相を豊かにすることや歴史的や文化的な価値を有する自然環境とのふれあいを楽しむこと、史跡・名勝と一体となった美しい景観を継承すること等14の基本目標を設定した。

同時に、基本目標を実現するための「水と緑のネットワーク」の形成の考え方として、形成に向けた施策の方向性、及び都市環境インフラの保全・再生・創出を総合的に考慮したネットワークの姿を検討する上での視点の例を示した。また、都市環境インフラ整備における市民、事業者、行政などの多様な主体間の連携や役割分担について記述した。

2．「保全すべき自然環境」における具体的な施策の実施の方針のとりまとめ

抽出された「保全すべき自然環境」のうち、具体的な施策実施の緊急性が高く、国や地方公共団体が重要視している地域について、先行検討地域として6地域を選定した(別紙2)。各地域別に関係する国の機関や都県市等で構成されるワーキンググループが設置され、自然環境の保全上の課題の抽出や、具体的な施策の実施方針等がとりまとめられた(別紙3)。

また、ワーキンググループにおける検討の中で、課題や具体的な施策の他に、各ワーキンググループに共通する制度の運用にあたっての改善点等について議論がなされた。主要な事項は以下の通りである。

- 官民協働による自然環境の保全・活用の仕組み
- 相続発生時の緑地等の転用を防ぐ仕組み
- 樹林地、農地、緑地、水辺地等の一体的な保全・活用
- 首都圏近郊緑地保全区域の指定と運用改善
- 迅速な緑地の公有地化に資する資金融通のための制度

3．都市環境インフラの「保全」から「再生」「創出」に向けた課題

今回のとりまとめでは、保全すべき自然環境の存する地域を抽出するとともに、その一部について具体的な施策の方針までを示している。平成15年度以降、総合的かつ計画的に水と緑のネットワーク形成を推進するための方針を具体化し、自然環境の再生・創出の方策を加え、保全すべきものだけでなく再生・創出すべき都市環境インフラ整備の戦略について引き続き検討を行い、「都市環境インフラのランドデザイン」を策定する。

その他、今後取り組むべき課題として、関係主体で連携した取組の実施、具体的施策の検討、首都圏の自然環境に関する定期的な観測も含めたデータベースの整備等を挙げている。